

別紙1 調達機器・仕様一覧

(1) タブレット端末一式

機器名	規格・性能等
タブレット端末【指定品】Apple 社製 iPad Wi-Fi モデル	

1 台あたりの構成・性能

OS		iPad OS26 以上 ※最新版を納入すること。
CPU		A16 Bionic チップ以上
ストレージ		128GB 以上
メモリ		6GB 以上
画面	サイズ	11 インチ程度
	パネル	LED バックライト Multi-Touch ディスプレイ
	表示解像度	2360×1640 ピクセル程度
無線		IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 、 デュアルバンド (2.4GHz/5GHz) 、 MIMO・Bluetooth 5.2 以上対応
カメラ機能		インカメラ及びフロントカメラ (フロントカメラ有効画素数 1,200 万画素以上)
外部接続端子		USB2.0 以上の規格であって USB Type C PD (Power Delivery) に対応したポートを1つ以上有していること。

バッテリー稼働時間	8時間以上	
その他	(1) マルウェアから端末を保護する機能を有していること。 (2) ストレージにデータを暗号化して保存する機能を有していること。（必要に応じて利用可能であればよい。） (3) Automated Device Enrollment (ADE) に対応していること。 (4) 端末同梱品（充電ケーブル・電源アダプタ等）を端末と併せて納入すること。 (5) OS 更新期限は、納品時点から5年以上あること。 (6) LTE モデルも可とする（SIM カードを含まない） (7) 法令が遵守された端末を導入すること。また、品質・耐久性と、サプライチェーン・リスクに考慮した端末を選定すること。	
アクセサリ	USB-C 充電ケーブル	Apple 社が iPad の同梱物としている製品とすること。
	20W USB-C 電源アダプタ	Apple 社が iPad の同梱物としている製品とすること。
	USB-C - 3.5mm ヘッドフォンジャックアダプタ ※ハードウェアキーボード付きカバーに付帯する。	(1) 調達するタブレット端末に対応していること。 (2) Digital to Analog Converter 搭載であること。

(2) 付属品 【参加自治体が、項目ごとに採否を選択して調達する項目（自治体より指定）】

項目	仕様等	特記事項
モバイルデバイス管理 (MDM)	(1) ライセンス期間は5年であること。 (2) 端末の機能制御設定ができること。 (3) 端末が利用する App/Book の配信ができること。 (4) 接続先ネットワークの制御ができること。	<b>【指定品①】</b> インヴェンティット株式会社 「mobiconnect for Education with AAES 5Y」

	<p>(5) 紛失・盗難時のセキュリティ設定（強制ロック、強制ワイプなど）ができること。</p> <p>(6) Automated Device Enrollment に対応していること。</p> <p>(7) マニュアルは日本語にて PDF 等でも参照できること。</p>	
ハードウェアキーボード 付き カバー	<p>(1) 調達するタブレット端末に対応していること。</p> <p>(2) キーボードが日本語レイアウト（JIS 規格）であること。</p> <p>(3) 接続方式が Smart Connector であること。</p> <p>(4) Smart Connector を介して調達するタブレット端末から電力供給できること。</p> <p>(5) スタンド機能を有し、スクリーン角度が 20~60 度に調整可能なこと。</p> <p>(6) 調達するタッチペンに対応したタッチペン収納スペースを有していること。</p> <p>(7) 落下、衝撃、温度変化等に対する堅牢性が確保されていること。</p> <p>※（MIL 規格（MIL STD-810）相当等を想定）</p> <p>(8) メーカーによる保証期間が 5 年であること。</p>	<p><b>【指定品①】</b></p> <p>株式会社ロジクール「RUGGED COMB04 iK1061BB-EX5」保証 5 年</p>
重さ	調達するタブレット端末本体及び調達するハードウェアキーボード付きカバーを含めた重さが 1.5kg を超えないこと。	

自治体ごとの付属品については、【別紙 2】自治体別付属品一覧のとおり。

(3) 設置・据え付け

項目	仕様等	特記事項
初期設定（キッティング）	Automated Device Enrollment の登録	

運搬	<p>(1) 別紙3「数量・納入条件一覧」の納入場所に運搬すること。</p> <p>(2) 運搬場所は納入先の指示によるものとし、原則、納入先ごとに1階の1箇所への納入とすることとし、別紙3に階数指定がある場合はその指示に従うものとする。</p> <p>(3) 運搬に当たっては、搬入先の設備等を汚損、損傷等することのないよう、必要に応じ養生を行うなど、適切な対応を施すこと。施設等の破損があった場合は、自治体と協議の上、対応すること。</p> <p>(4) 運搬日程調整は、各参加自治体の指示により、受注者と納入先担当又は各参加自治体担当の間において行うこととし、日程が決定次第、各参加自治体に運搬計画表を提出すること。</p>	
----	---	--